

令和6年(2024年)6月28日

高等学校等就学支援金を
受給している生徒とその保護者の方へ

北海道江別高等学校長 古市俊章

高等学校等就学支援金受給に係る収入状況の届出のお知らせ

このことについて、高等学校就学支援金(以下、「就学支援金」という。)の受給資格の認定を受けている方で、マイナポータルを通じて自己の税情報等の登録により所得確認を行っている場合は、毎年、住民税が確定する6月以降に、保護者等の収入に関する届出が必要です。

つきましては、高等学校等就学支援金申請システム(e-Shien)(以下、「システム」という。)により、期日までに届出してください。

また、就学支援金の継続受給を希望しない方は、システムにより、受給権放棄の意向を登録願います。

記

1 届出期日

令和6年(2024年)7月10日(水)

2 届出方法

本校ホームページ(<http://ebetsu.hokkaido-c.ed.jp/zennichi/>)「事務室」内、「就学支援金のご案内」の「高等学校等就学支援金オンライン申請システムe-Shien申請者向け利用マニュアル③継続届出編、④変更手続編」を参照してください。

3 留意事項

(1) 期日までにシステムによる収入状況の届出がない場合は、7月から来年6月まで就学支援金の支給の一時差止めを行い、授業料を納めていただきます。

(2) 確認の結果、次の計算式による算出額が30万4,200円以上となった場合は、受給資格は消滅し、7月分から授業料を納付していただきます。

【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

※政令指定都市の場合「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※支給対象となる生徒等本人が平成20年1月2日から平成20年4月1日生まれの場合、「市町村民税の課税標準額」から33万円を控除して計算する。

※否認の場合は、7月分から否認が決定した月までの授業料をその月中にまとめて納付いただきますので、ご了承ください。(例：9月中旬に否認通知が届いた場合、7～9月分9,900円×3ヶ月分=29,700円を9月末日までに現金で納付)

(3) 受給権を放棄した場合は、受給資格は消滅し、7月分から授業料を納付していただきます。

(4) 確認の結果については、9月頃文書でお知らせする予定です。

(5) (2)の計算式による算出額が30万4,200円以上となった方で、自己の責めに帰することのできない理由による離職などで収入が減少した場合は、家計急変支援の対象として就学支援金を受けられる可能性があります。また、家計急変支援の対象とならない場合でも、収入が激減し、授業料の納付が困難な場合には、授業料免除を申請することができます。詳細については、事務室までお問い合わせください。

(6) 養子縁組等により保護者等の人数に変更があった場合は、事務担当者までご連絡ください。

(7) そのほか、期日までに届出ができない場合やその他不明な点がある場合は、事務担当者までご連絡ください。

連絡先 江別高校 佐々木 (TEL382-2173) 平日8:30-16:30